

令和 7・8 年度

総務省一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領

○建設工事、測量・建設コンサルタント関係

1 申請の受付期間

- (1) 定期申請 令和 7 年 1 月 24 日（金）から令和 7 年 2 月 21 日（金）まで
- (2) 随時申請 令和 7 年 2 月 22 日（土）以降

※総務省大臣官房会計課契約第 2 係（住所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2）に対して
郵送で提出すること（書留郵便又は特定記録郵便とする。）。

※封筒の表面に必ず「令和 7・8 年度総務省一般競争（指名競争）参加資格審査申請書在中」と朱
書にて記載すること。

2 申請者が提出する書類（編綴順序）

【建設工事】

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式 1-1、1-2）
- (2) 営業所一覧表（様式 2）（必ず指定の様式に記入して下さい。（営業パンフレット等は不可））
- (3) 工事経歴書（様式 3）（経営規模等評価申請書に添付した工事経歴書の写しでも代替えることができます。）

- (4) 建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体として申請する者に限る。）

- (5) 総合評定値通知書の写し（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 に規定するもので申請日の直近のものをいい平成 24 年国土交通省告示第 523 号（以下「改正告示」という。）による改正前の平成 20 年国土交通省告示第 85 号第一の四の 1（一）に規定する雇用保険及び（二）に規定する健康保険及び厚生年金保険にいずれも加入している又は適用除外とされている場合を除いて、再審査を含めて改正告示により改正された審査基準による経営事項審査のものに限ります。）

ただし、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限ることとし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に、当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証する書類を併せて提出するものとします。

「当該事実を証する書類」とは、次に示すいずれかの書類です。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- ・適用除外誓約書

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書等の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書等の写しをそれぞれ提出してください。

- (6) 納税証明書の写し（直前 1 年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）による別紙第 9 号書式その 3 又はその 3 の 2、法人にあっては、その 3 又はその 3 の 3）をい

います。ただし、納付すべき租税が更正債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類が必要です。）

(7) 前回（令和5・6年度）の参加資格認定通知書の写し（前回の競争参加資格の登録を受けている者に限る。）

(8) 委任状（様式6）（行政書士等の代理申請による場合に限る。）

※ 提出された書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に基づく開示請求の対象となります。

【測量・建設コンサルタント等】

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

（様式1-1、1-2、1-3）

(2) 測量等実績調書（様式2）

(3) 技術者経歴書（様式3）

(4) 営業所一覧表（様式4）

(5) 登記事項証明書又はその写し（法人の場合に限りします。）

(6) 登録証明書等又はその写し（測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定による登録、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定による登録、その他の登録等を受けている者に限りします。）

(7) 財務諸表類

(8) 納税証明書の写し（直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第9号書式その3又はその3の2、法人にあっては、その3又はその3の3）をいいます。ただし、納付すべき租税が更正債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類が必要です。）

(9) 前回（令和5・6年度）の参加資格認定通知書の写し（前回の競争参加資格の登録を受けている者に限る。）

(10) 委任状（様式6）（行政書士等の代理申請による場合に限る。）

※ 提出された書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に基づく開示請求の対象となります。

3 その他

(1) 前号中に掲げる添付書類のうち官公署が発行する証明書類の写しについては、添付書類等提出日から3ヶ月前までのものを有効とします。

(2) 前号中に掲げる添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができます。

第1 共通事項

- (1) 申請書類の記載事項の基準日は、競争参加資格審査の申請時点において終了している直前の事業年度の最終日（経営事項審査の審査基準日と同一）とする。ただし、「営業所一覧表」については申請日現在で、決算に関する事項については基準日の直前に決算の確定した日でそれぞれ記載すること。
- (2) 申請書類の記載にあたっては、各様式の記載要領を良く読んで記入して下さい。
- (3) 申請書類は日本語で記載するものとし、文字はJIS 第一水準・第二水準に規定されているものに限り、それ以外の漢字は類似漢字若しくは仮名に書き換えることとする。なお、記載にあたっては楷書でボールペン等（鉛筆は不可）により明瞭に書いて下さい。
- (4) 申請書類の金額表示が外国貨幣額の場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算して得た額を記載する。
- (5) 添付書類において外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付する。
- (6) 申請書類は全てA4版に統一し、それより大きいもの又は小さいものは縮小または拡大すること。書類についてはクリップ止めとする。

第2 建設工事に係る申請書及び添付書類の作成方法

1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1-1、1-2）の作成方法

- (1) 様式上、「※」に該当する項目については、記載しないこと。
- (2) 「01 1新規／2更新」欄は、該当する申請区分の欄に○印を付す。
なお、申請時点で総務省の名簿に登録されている者が、引き続き資格を得るために申請する場合は「更新」欄に、その他の場合は「新規」欄に○印を付す。
- (3) 「04 建設業許可番号」欄には、許可を受けている建設業の許可番号（8桁）を総合評価値通知書等から転記する。
- (4) 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。
- (5) 「08 法人番号」欄には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（13桁）を入力する。
※ 個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には入力不要。
- (6) 「09 本社（店）住所」から「16 メールアドレス」までの各欄は、次により記載する。
 - ① フリガナの欄は、カタカナで記載すること。
なお、「10 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないこと。
 - ② 「09 本社（店）住所」欄での丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載すること。
 - ③ 「10 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常建設共同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団法人		一般社団法人		公益財団法人		公益社団法人		特例財団法人	特例財団法人
略号	(一財)		(一社)		(公財)		(公社)		(特財)	(特社)

- ④ 「11 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。
なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。
- ⑤ 「13 本社（店）電話番号」、「14 担当者電話番号」欄及び「15 本社（店）FAX番号」欄での市外局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。
- ⑥ 「16 メールアドレス」欄については、当省から種々の連絡に対応できるアドレスを記載すること。
なお、メールアドレスを持っていない場合は「なし」と記載すること。
- ⑦ 「17 申請代理人」欄については、行政書士等が代理申請する場合に使用する。代理申請をする場合、本欄に押印があれば「11 代表者氏名」欄への押印は不要である。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要である。

- (7) 「18 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に○印を付するとともに、[] 内に外国名を、() 内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社（外貨比率 100%）」とは 100 パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

- (8) 「19 営業年数」欄には、総合評定値通知書における営業年数を右詰めで記載する。

なお、共同企業体の場合は各構成員の平均年数（1 年未満切り捨て）を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の平均年数（1 年未満切り捨て）を記載する。

- (9) 「20 総職員数」欄には、申請日における総職員数の合計値を右詰めで記載する。

総職員数は、雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のものの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のものの数を加えた数を記載する。

- (10) 「21 設立年月日（和暦）」欄には、登記事項証明書記載の設立年月日（和暦）を記載すること。（個人については、記載不要。）

- (11) 「22 みなし大企業」欄には、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業のうち、「発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業」又は「発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業」若しくは「大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業」のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）の場合は、「□ 下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、上記に該当しない場合は「□ 該当しない」にチェックを入れること。

- (12) 「23 完成工事高」の各欄については、次により記載する。

- ① 「①競争参加資格希望工種区分」欄には、当省が設定した工事種別に対応した競争参加資格希望工種の区分の番号に○印を付すこと。

- ② 「②年間平均完成工事高」の欄には、○印を付した競争参加資格希望工種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載するほか、これら以外の完成工事高を「①競争参加資格希望工種区分」欄のその他の欄に一括して計上する。なお、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載する。

また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高の合計金額をそれぞれ記載する。

なお、「②年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における完成工事高の「年平均」と同じである。

- ③ 「③競争参加を希望する地域」欄については、同欄の枠内に記載してある地域名（別表 競争参加希望地域内訳を参照のこと。）の下欄に「①競争参加資格希望工種区分」欄に記載した競争参加資格希望工種ごとに○印を付すこと。

2 添付書類の作成方法

- (1) 営業所一覧表（様式 2）

この様式については申請日現在で作成し、様式の末尾にある記載要領に従って記載する。申請する営業所に対応した「営業区域」を示す都道府県を表すコードについては、下表のコードを用いること。

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
00	全国	08	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県
01	北海道	09	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
02	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
03	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
04	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
05	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
06	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
07	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県

なお、記載事項が一葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

(2) 工事経歴書（様式3）

この様式は、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとし、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

なお、工事経歴書の作成に当たっては、共同企業体の場合は共同企業体として施工した工事及び構成員が施工した工事について、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合として施工した工事及び審査対象者が施工した工事について、それぞれ記載する。

(3) 建設共同企業体協定書の写し

建設事業を共同連帯して営むことを目的として定めた構成員の協定書の写しをいう。

(4) 総合評価値通知書等の写し

(5) 納税証明書

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務署が発行する証明書（個人にあつては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第9号書式その3又はその3の2、法人にあつては、その3又はその3の3）をいう。

(6) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明である写しに限り、写しによって差し支えない。

3 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- (1) 申請書の「09 本社（店）住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載する。
なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
- (2) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。
- (3) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

4 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工事種類に係るものである。

別表

＜競争参加希望地域内訳＞

N o.	都 道 府 県 名
0 1 北海道	北海道全域
0 2 東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
0 3 関東・甲信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
0 4 東海・北陸	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
0 5 近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
0 6 中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
0 7 四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
0 8 九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第3 測量・建設コンサルタント等業務に係る申請書及び添付書類の作成方法

1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1-1、1-2、1-3）の作成方法

- (1) 様式上、「※」に該当する項目については、記載しないこと。
- (2) 「01 1新規／2更新」欄は、該当する申請区分の欄に○印を付す。
 なお、申請時点で総務省の名簿に登録されている者が、引き続き資格を得るために申請する場合は「更新」欄に、その他の場合は「新規」欄に○印を付す。
- (3) 「05 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。
- (4) 「07 法人番号」欄には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（13桁）を入力する。
 ※ 個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には入力不要。
- (5) 「08 本社（店）住所」から「15 メールアドレス」までの各欄は、次により記載する。

- ① フリガナの欄は、カタカナで記載すること。
 なお、「09 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないこと。
- ② 「08 本社（店）住所」欄での丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載すること。
- ③ 「09 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常建設共同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団法人		一般社団法人		公益財団法人		公益社団法人		特例財団法人	特例財団法人
略号	(一財)		(一社)		(公財)		(公社)		(特財)	(特社)

- ④ 「10 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。
 なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。
- ⑤ 「12 本社（店）電話番号」、「13 担当者電話番号」欄及び「14 本社（店）FAX番号」欄での市外局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。
- ⑥ 「15 メールアドレス」欄については、当省から種々の連絡に対応できるアドレスを記載すること。
 なお、メールアドレスを持っていない場合は「なし」と記載すること。
- ⑦ 「16 申請代理人」欄については、行政書士等が代理申請する場合に使用する。代理申請をする場合、本欄に押印があれば「09 代表者氏名」欄への押印は不要である。
 なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要である。

- (6) 「17 登録を受けている事業」欄については、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載する。
- ① 測量業者 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条による登録を受けている場合。
 - ② 建築士事務所 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けている場合
 - ③ 建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による登録を受けている場合。
 - ④ 補償コンサルタント 補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条による登録を受けている場合。
 - ⑤ 不動産鑑定業者 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録を受けている場合。
 - ⑥ 土地家屋調査士 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 8 条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が 2 人以上所属しているときは、1 人のみについて記載する。）。
 - ⑦ 司法書士 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 8 条による登録を受けている場合。
 - ⑧ 計量証明事業者 計量法（昭和 4 年法律第 51 号）第 107 条による登録を受けている場合。
 - ⑨ 建築設備資格者 建築設備資格者登録規程（昭和 60 年 11 月 18 日建設省告示第 1527 号）第 2 条による登録を受けている場合。
 - ⑩ その他の登録を受けている場合は、登録事業名を空白の欄に記載する。
- (7) 「18 設立年月日（和暦）」欄には、登記事項証明書記載の設立年月日（和暦）を記載すること。（個人については、記載不要。）
- (8) 「19 みなし大企業」欄には、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業のうち、「発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業」又は「発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業」若しくは「大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業」のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）の場合は、「□ 下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、上記に該当しない場合は「□ 該当しない」にチェックを入れること。
- (9) 「20 測量等実績高」の各欄については、次により記載する。
- ① 「①競争参加資格希望業種区分」欄には、下表により競争への参加を希望する業種（以下「競争参加資格希望業種」という。）についてのみ記載する。

業 種 区 分	業 務 内 容
測 量	測量一般、地図の調整、航空測量
建築関係建設 コンサルタント業務	建築一般、専門（意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、 機械設備積算、電気設備積算、調査）
補償関係 コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、 事業損失、補償関連、不動産鑑定、登記手続等

- ② 「②直前 2 年度分決算」、「③直前 1 年度分決算」及び「④直前 2 ケ年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高を記載する（決算が 1 事業年度 1 回の場合には、「②直前 2 年度分決算」及び「③直前 1 年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。）
- なお、「③直前 1 年度分決算」とは基準日（基準日とは、申請しようとする日の属する年の 1 月 1 日とする。ただし、決算に関する事項については基準日の直前に決算の確定した日とする。以下同じ。）直前に確定した決算を含む過去 1 年間の決算を、「②直前 2 年度分決算」とは直前 1 年度分決算の前の 1 年間の決算を、「④直前 2 ケ年間の平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載する。

- ③ 「⑤競争参加を希望する地域」欄については、同欄の枠内に記載してある地域名（別表1 競争参加希望地域内訳を参照のこと。）の下欄に「①競争参加資格希望業種区分」欄に記載した競争参加資格希望業種ごとに○印を付する。
- (10) 「21 有資格者数」欄については、当省が指定する資格者の範囲（別表2 業種区分別有資格者職員を参照のこと。）に従い当該職員数を記載して下さい。
- なお、1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上して下さい。ただし、1級、2級、士、士補の資格を有している者がある場合は上位の者のみ計上して下さい。
- 協力関係にあつても別企業の職員は含めないこと。（発覚した場合、不受理又は取消とします。）
- (11) 「22 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄については、記載不要です。
- (12) 「23 自己資本額」の各欄については、次により記載する。
- ① 「①株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する。
- また、外資系企業の場合には、「①株主資本」欄の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載する。組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金に、利益剰余金を加えた額の合計額を記載する。
- 併せて、「① 株主資本」欄の合計欄の上段（ ）内に払込資本金の額を内数で記載する。
- ② 「②評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載する。
- ③ 「③新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載する。
- ④ 「④株式引受権」欄には、株式引受権があった場合にはその額を記載する。
- ※ 個人にあつては、「⑤ 計」欄（P）に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載する。
- (13) 「24 損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記載する。
- (14) 「25 貸借対照表」の「①流動資産」、「②流動負債」、「③固定資産」及び「④総資本額」の各欄は、直前1年度分決算によって記載する。
- (15) 「26 経営比率」の「①総資本純利益率」、「②流動比率」及び「③自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載する。
- (16) 「27 外資状況」については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社の区分の番号（1 2 3いずれか）に○印を付するとともに、[]内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれに記載する。
- なお、「2 日本国籍会社（外資比率100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。
- (17) 「28 営業年数等」の「④営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間（1年未満切捨て）を記載する。
- (18) 「29 常勤職員の数」の「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載する。また「④計」欄には、法人にあつては常勤役員の数を含めたものを、個人にあつては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載する。
- (19) 様式1-1、1-2、1-3それぞれの記載事項が一葉で終わらない場合は、同一の様式で延長

するものとする。このときには、同様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

2 添付書類の作成方法

(1) 測量等実績調書（様式2）及び技術者経歴書（様式3）

この二様式については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載する。

なお、記載事項が一葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

(2) 営業所一覧表（様式4）

この様式については申請日現在で作成し、様式の末尾にある記載要領に従って記載する。申請する営業所に対応した「営業区域」を示す都道府県を表すコードについては、下表のコードを用いること。

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
00	全国	08	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県
01	北海道	09	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
02	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
03	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
04	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
05	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
06	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
07	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県

なお、記載事項が一葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

(3) 登記事項証明書

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面をいう。）をいい、法人が提出する。

(4) 登録証明書等

1-(6)の①から⑩までに掲げた各登録等についての登録官署が発行する証明書をいう。

なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。

(5) 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書及び注記表（個人にあっては、これらに類する書類）をいう。

(6) 納税証明書

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務署が発行する証明書（個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第9号書式その3又はその3の2、法人にあっては、その3又はその3の3）をいう。

(7) 測量法第55条の8に規定する書類の写しを提出したとき、建設コンサルタント登録規程第7条又は補償コンサルタント登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であって、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、様式2、様式3、様式4、登記事項証明書及び登録証明書等の添付を省略することができる。

(8) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明である写しに限り、写しによって差し支えない。

3 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- (1) 申請書の「08 本社（店）住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載する。
なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
- (2) 登記事項証明書又は納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。
- (3) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。
- (4) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

4 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事等に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に係るものである。

別表1

＜競争参加希望地域内訳＞

No.	都 道 府 県 名
01 北海道	北海道全域
02 東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
03 関東・甲信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
04 東海・北陸	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
05 近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
06 中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
07 四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
08 九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別表2

＜業種区分別有資格者職員＞

業 種 区 分	有 資 格 者	
測量	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）
建築関係 建設コンサル タント業務	建築士法による1級建築士の免許を受けている者、及び同法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和60年建設省告示第1526号）による建築設備資格者の登録を受けている者	建築士法による2級建築士の免許を受けた者（1級建築士の免許を受けた者を除く。）及び公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し登録を受けている者
補償関係 コンサルタン ト業務		不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律228号）による土地家屋調査士法の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

第4 資格審査申請内容の変更届の作成要領

以下の事項について変更が生じた場合は、様式5に必要な書類を添えてすみやかに変更届を提出して下さい。

[変更届出事項]

- 1 本社住所及び電話番号（FAX番号を含む。）
- 2 商号又は名称
- 3 本社代表者の氏名（個人の場合は、その者の氏名）
- 4 許可・登録等の状況
- 5 参加希望工事種別（参加業種区分）の取り消し及び追加をする場合

[提出書類]

競争参加資格申請書変更届 1通（様式5）

[添付書類]

変更事項	添付書類（建設工事）	添付書類（測量等業務）
法人の住所（本社）、商号又は名称、代表者	登記事項証明書又はその写し（個人の場合は、住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し）	登記事項証明書又はその写し（個人の場合は、住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し）
電話番号（FAX番号を含む。）	添付書類は不要	添付書類は不要
許可・登録等の状況	許可、登録等の証明書の写し	許可、登録等の証明書の写し
登録地区の追加	様式1－2、様式2	様式1－2、様式4
希望工事種別の追加	様式1－2総合評定値通知書の写し	様式1－1、1－2、様式1－3、様式2、様式3、財務諸表類、登録証明書等

※ 添付書類のうち、1及び2の官公署の発行する証明書類の写しについては、添付書類等提出日から3ヶ月前までのものを有効とする。

なお、これら以外の変更届出事項に係る添付書類は不要とする。

[提出方法]

郵送による